

架空請求と個人情報



⑤ 架空請求と個人情報の取り扱い

身に覚えのない請求メールがスマホやパソコンに届き、書いてある電話番号に連絡すると高額な料金を請求される、という「架空請求」の相談が全国で増加している。現在では、自分の名前や住所、電話番号などの個人情報もメールに書かれている事例が多く見られ、更に不安をあおってくるが、その多くは**全く根拠のない請求**であり、支払う必要はない。

また、個人情報を書かれているからと言って、メールの送信主が自宅まで来るということも極めて考えにくい。今や個人情報はネット上どこからでも簡単に入手できるうえ、一度ネットに流出した情報を完全に消去することはできない。その一方で、SNSに上げる写真一つに写る風景などの情報から、どこで撮ったのか、いつ撮ったのかなど調べることは可能だ。SNSへの投稿などから簡単に個人情報は流出し、悪意ある人の手に渡ってしまえば、このような架空請求トラブルへ発展してしまう。トラブルを防ぐためには、**ネット上に個人情報を載せないことが大切**。万が一このような請求にあい、判断に困る場合は、早めに保護者が消費生活センターへ相談だ！

大切なのは...
ルールを守ること!

スマートフォンを利用する際は、勉強や睡眠、家族団らんの時間が減らないように利用時間を決める、自分ひとりでネット通販やフリマアプリを利用しないなど、保護者の方と使い方のルールを決めるようにしましょう。スマホに夢中になっているその瞬間も、

あなたの大切な時間はどんどん過ぎていってしまいます。スマホを使いすぎているかもと感じたら、勉強や部活、家族とのコミュニケーションなど、今あなたがすべきことをもう一度考え直しましょう。また、利用するときは、インターネットのサイトの画面や、届いたメールの内容をそのまま信じるのではなく、一度立ち止まり「本当かな?」と考える習慣をつけましょう。

自分をコントロールする力を育てることが、スマホトラブルを防ぐことにもつながります。困ったことがあったときには、保護者の方か、消費生活センターへ相談しましょう。

一人で悩まず、消費生活センターへ相談してください。
田村市消費生活センター ☎0247-61-5009
【受付時間】月～金（祝日は除く）午前9時～午後4時

田村市役所
3階
生活環境課

スマートフォン

田村市消費生活センター

中高生 消費者トラブル

ルールを守って利用しよう!! 令和元年度 冬 Ver.

スマホと上手に付き合えていますか?

家族や友達への連絡手段として大活躍するスマートフォン。現代では学習の道具として、タブレットを積極的に授業へ取り入れる学校も増え、中高生にとっても非常に身近なものになりました。連絡手段だけではなく、インターネットにつないでオンラインショッピング（通信販売）をしたり、離れた友人とリアルタイムにオンラインゲームで遊んだり、その楽しみ方も多様です。実は、あなたが今スマートフォンを使っているその瞬間も、あなたは「消費者」として「消費行動」をしているのです。通信販売の「注文確定ボタン」、オンラインゲーム有料アイテムの「購入ボタン」、何気なく押していませんか? 便利な反面、使い方を誤れば、高額請求や犯罪など、さまざまなトラブルに巻き込まれてしまいます。中高生に多いスマホトラブルについてもう一度よく確認し、節度を持って利用するよう心がけましょう。

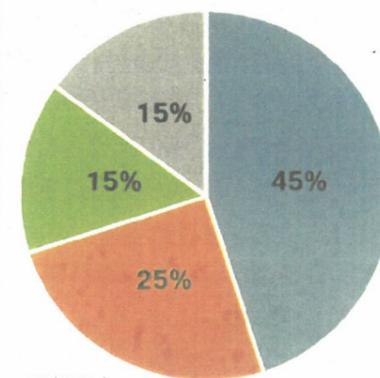
使いすぎてない?



田村市

●若年層に多い● スマホトラブルの現状

平成29年度～
令和元年度統計



通信販売
架空請求
オンラインゲーム
その他

平成29年（田村市消費生活センター開設年）から令和元年10月までに、中学生～20歳代の若年層から田村市消費生活センターへ寄せられた相談を見てみると、『通信販売』に関する相談が全体の半数近くありました。細かく見ると、「定期購入」、「詐欺サイト」に分けられます。続いて『架空請求』が多く、突然届いた迷惑メールから請求される事例が多く見られます。次に多い『オンラインゲーム』は、「有料アイテムの課金」がほとんどであり、購入者本人からの相談に比べて、購入者の保護者からの相談が多い傾向にありました。

次のページからは、特に相談の多かった『通信販売トラブル（定期購入・詐欺サイト）』『オンラインゲーム』『架空請求』について説明します。

Let's CHECK!!